

不活動宗教法人事務担当部課長会議 について

文化庁宗務課長
山田 泰造



(目次)

1. 不活動宗教法人対策の必要性

- (1) 不活動宗教法人の概要及び現況
- (2) 国会における問題提起

2. 不活動宗教法人対策の具体的内容

- (1) 宗務行政の適正な遂行の方向性について
- (2) 不活動宗教法人の判断のイメージ
- (3) 解散命令の請求
- (4) 任意によることができる場合の対応
- (5) 不活動状態の予防措置

※参考：事務所備付け書類の督促・過料サイクルについて

1. 不活動宗教法人対策の必要性

不活動宗教法人の概要及び現況

《不活動宗教法人とは》

- 宗教法人として設立されながら、代表役員の不存在や礼拝施設の滅失等の理由により、実態として宗教活動を行っておらず、法人格のみ存在している状況に陥っているもの。

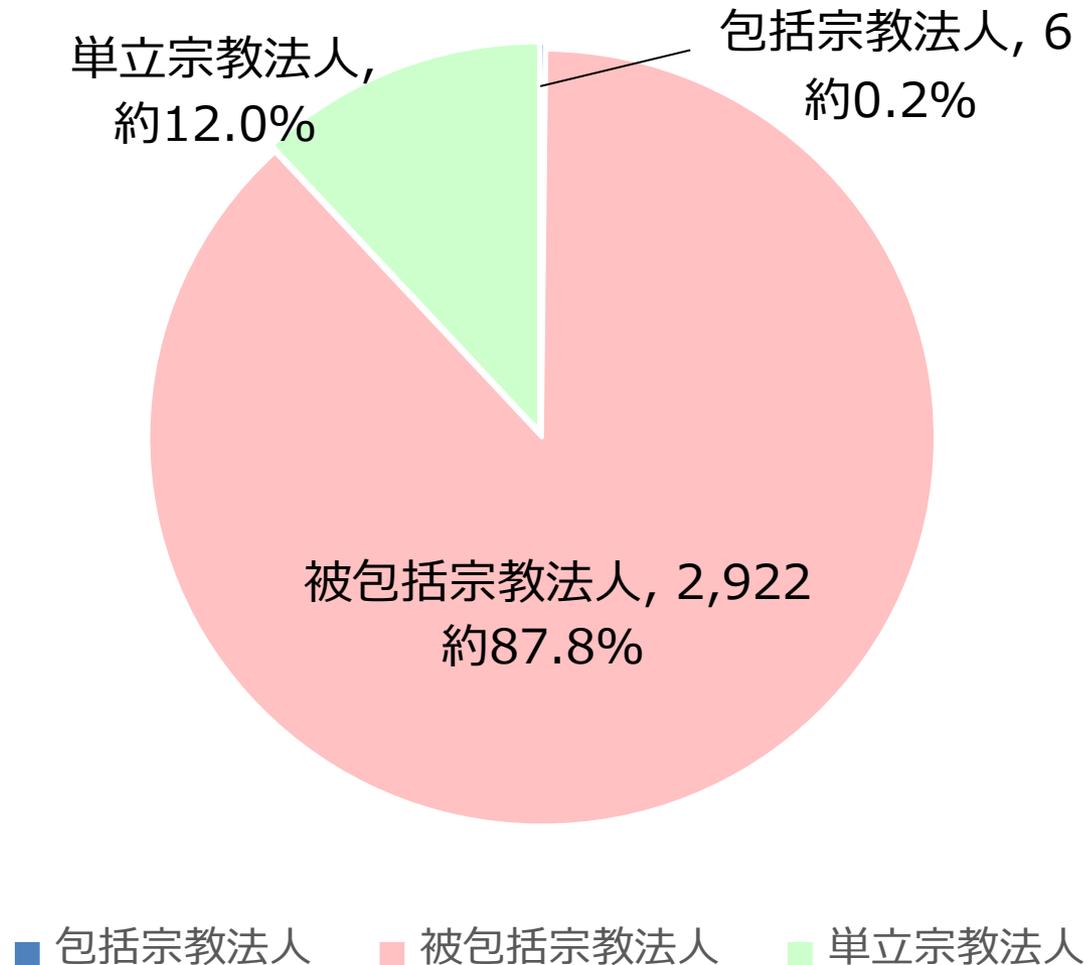
《不活動宗教法人数の推移》



不活動宗教法人の概要及び現況

《不活動宗教法人の内訳》

- 令和4年末時点で、全国に3,329法人ある不活動宗教法人のうち、約9割が被包括宗教法人となっており、不活動宗教法人対策には包括団体との連携も必要。



《不活動宗教法人対策の必要性》

- 不活動状態に陥った宗教法人を整理せず、放置してしまった場合、
第三者により当該法人格が不当に取得され、
脱税やマネー・ロンダリング等に悪用されるおそれがある。
(反社会的組織の活動に用いられることとなるおそれもある。)
- 宗教法人格の悪用は、**宗教法人制度そのものに対する国民の信頼を損ねる**ことにもつながる。

不活動宗教法人の概要及び現況

《不活動宗教法人格の取得の事例》 ※報道より

各地でセミナーを開いていた福岡県の企画会社「●●●●」前社長らが3月、法人税法違反罪で福岡地検に追起訴された。舞台装置として使われたのが、静岡県内の宗教法人だった。前社長らは平成18年、休眠状態だったこの宗教法人の代表権を購入。前社長らはセミナー受講料を「寄付金」として、宗教法人の口座に振り込ませるようになったという。3年間に会員から集めたセミナー開催による所得約27億円を隠し、脱税総額は約8億円に上った。（産経新聞、平成25年6月2日）

税制面で優遇される宗教法人を介した不動産取引で、法人税約1億円を免れたとして、名古屋地検特捜部は2日、法人税法違反（脱税）の疑いで、名古屋市東区の不動産会社「●●●●」社長……ら3人を逮捕した。

逮捕容疑では、不動産売却益を除外するなどの手口で、2015年5月期に4億2760万円の所得を隠し、法人税1億820万円を免れたとされる。

関係者によると、●●●●は名古屋市内の賃貸ビルを購入後、××××容疑者が代表役員の宗教法人「▲▲▲▲」（静岡県伊東市）に同等の金額で売却。さらに寺が第三者に高値で転売して得た利益約4億円を、課税対象ではない宗教法人の「非収益事業」による所得と主張し申告しなかったという。宗教法人は宗教活動による収入は非課税だが、不動産売却など「収益事業」で得た所得には課税される。（中日新聞、平成29年3月3日）

国会における問題提起

《不活動宗教法人対策に関する国会での議論》

- 不活動宗教法人を放置することで、悪影響が生じることのないよう、宗教法人法の適用に全力で取り組むよう総理から御指示。

《衆・予算委における国会審議と総理のご発言》令和5年2月1日

○渡辺委員

現行の宗教法人法での対処には先ほども申したように信教の自由の観点から課題と限界があるというのは分かっています。けれども、……文部科学白書には宗教法人制度全体への社会的信用を損なうことになるという危惧が示されています。

私はぜひ総理にうかがいたいんですが、誠実に宗教活動に取り組んでいる方々や宗教法人への対処まで厳しくするべきだと言ってるわけでは全くありません。……不活動宗教法人と指定した団体が入り口となるリスクが高いわけでありますから、どのような実態があるのか 関係省庁が協力して実態把握には少なくとも取り組むということにもしっかりと総理の指示の下行うべきじゃないかというふうに思います。……だからこそ、……このような正直者が馬鹿を見る真面目に宗教活動してる方々までが信頼を失いかねないような事態を放置してはいけないというふうに思います。……総理の見解を伺います。

○岸田総理

……まず本来徴収すべき書類の徴収を徹底しないことによって、**不活動宗教法人を放置することにつながり、そして第三者によって法人格が不正に取得され脱税や営利行為等に悪用される、こうした可能性が広がる**というようなことは、**まずあってはならないことだと思います**。この実態把握の部分についても、これしっかりと徹底しなければならぬと思いますし、そしてその**把握をした上でこの不活動宗教法人と認められた者については合併、任意解散、あるいは解散命令請求によって速やかに整理が進められるべきもの**であると思います……、実態把握の部分と、またこの実際にこの整理されている状況、……充分なのかという、このことは**強い問題意識として持たなければなりません**。

しかしそのためにもまずは法律、十分に活用されているのか、適用されているのか、これをしっかりと今一度点検した上で、**法律の適用に、文化庁においては全力で取り組むよう、私の方からもしっかりと指示をしたいと思います**。

文化庁における不活動宗教法人対策

《これまでの取組》

- 「宗務行政の適正な遂行について」（通知）の発出（R5.3.31）
 - ・ 事務所備付け書類の提出督促や、未提出時の過料手続の確実な実施
 - ・ 不活動宗教法人の確実な把握と迅速な整理 について周知
- 不活動宗教法人対策会議の開催（R5.3.20）
 - ・ 大規模なものを含む62の**包括宗教団体**と、28の**都道府県の御担当者**に向け、不活動宗教法人対策について御説明
- 文部科学大臣所轄の不活動宗教法人の把握・整理
 - ・ **文部科学大臣所轄の**不活動宗教法人について、事実関係を順次調査・確認。

《これからの取組》

- 不活動宗教法人対策のマニュアルの充実・改訂
 - ・ 各都道府県からの御意見も踏まえて、**具体的なポイントを充実して改訂**予定
(例) – 不活動法人が活動を再開する場合の留意事項（同一性の確認等）
– 法人の関係者と連絡が取れない場合の対応手順
– 解散命令の請求に必要な証拠資料のリスト・入手方法
– 残余財産の処分の留意事項 等
- 都道府県宗教法人事務担当部課長会議（本日）
 - ・ 不活動宗教法人への具体的対策について、文化庁と各都道府県で意識を共有

2. 不活動宗教法人対策の具体的内容

これまでの不活動宗教法人対策

《不活動宗教法人の判断について》

- 不活動宗教法人の把握・整理について、迅速に対応するためには、一定の要件を満たした法人は、不活動宗教法人に当たるものとすみやかに判断することが必要。

《これまでの不活動宗教法人の判断》

- ・ 宗教法人法に定める解散命令の事由（※下記）を目安に、各所轄庁が判断。

- ① 1年以上にわたって宗教活動をしていない
- ② やむを得ない事由がないのに、礼拝の施設が滅失してから2年以上にわたってその施設を備えない
- ③ 1年以上にわたって代表役員及びその代務者がいない

（宗教法人法第81条第1項第2号後段～第4号）



不活動状態にある疑いはあるが、上記の事由に当たる確証が得られないため、取扱いが曖昧なままにされる法人が発生。結果的に、整理に至らない場合が頻発。

※過去10年（H24～R4）の解散命令請求件数

- ・ 文部科学大臣所轄 1件 ※このほか、R4に利害関係人からの解散命令請求が1件ある。
- ・ 都道府県知事所轄 95件

宗務行政の適正な遂行について（概要）

－令和5年3月31日 文化庁宗務課長通知－

- 国会審議も踏まえ、主に以下の事項を各都道府県の宗教法人担当課宛てに要請。
 - ・ 事務所備付け書類の提出督促や、未提出時の過料手続の確実な実施を徹底すること
 - ・ 不活動宗教法人の把握及びその対応を、これまで以上に迅速に行うこと

1. 事務所備付け書類の提出の徹底について要請

- ・ 宗教法人法第25条第4項に基づき、宗教法人は、事務所備付け書類を毎年度所轄庁に提出する義務がある。法に基づき、**書類の提出がなされない法人には督促を徹底**する。
- ・ 督促を行ってもなお事務所備付け書類が提出されない法人に対しては、法に基づき、**確実に過料の手続を実施**する（不活動が疑われる法人は2. によって対応）。

2. 不活動宗教法人の確実な把握・整理の加速化を要請

- ・ 文化庁において明確化した「**不活動宗教法人の判断に関する基準※**」に基づき、不活動宗教法人に当たるものを迅速に判断し、事実関係を確認の上、すみやかに整理を進める。
- ※連絡先不明で所轄庁として活動を把握できないもの、事務所備付け書類を連続して提出しないもの 等
- ・ 不活動宗教法人として判断したものについて、宗教法人法に定める**解散命令事由に当たる**
と認められた場合には、原則として、解散命令請求の手続を進める。
合併や任意解散を検討していたなど、個別事情のある場合は、別途適切に対応する。
 - ・ 不活動宗教法人の具体的な整理の手順については、別途、文化庁で手引きを定める。

※これらの取組を適正に行うため、各都道府県における体制整備の配慮や、文化庁が行う支援事業（不活動宗教法人対策推進事業）の活用を同時に要請。

《課題を踏まえた対応方針》

- 今般明確化した不活動法人の判断基準を踏まえ、当てはまるものを不活動宗教法人と判断。
- 不活動宗教法人としたものについて、解散命令事由に当たるかどうか、事実関係を確認する。
(その過程で、活動が確認できたものは除外する)
- 解散命令事由に当たると認められると判断したものについては、所轄庁として解散命令の請求を行う。

《基準の例》

- ・ 連絡先不明で所轄庁として活動を把握できないもの
- ・ 事務所備付け書類を連続して提出しないもの 等

基準全体は
こちらを参照



解散命令の請求

《宗教法人に対する解散命令請求》

- 不活動宗教法人について事実関係を確認した結果、解散命令事由に当たると認められるものについては、今後、所轄庁において積極的に解散命令の請求に着手。

《宗教法人法》 抜粋

第八十一条 裁判所は、宗教法人について左の各号の一に該当する事由があると認めるときは、所轄庁、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、その解散を命ずることができる。

- 一 法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたこと。
- 二 第二条に規定する宗教団体の目的を著しく逸脱した行為をしたこと又は一年以上にわたつてその目的のための行為をしないこと。
- 三 当該宗教法人が第二条第一号に掲げる宗教団体である場合には、礼拝の施設が滅失し、やむを得ない事由がないのにその滅失後二年以上にわたつてその施設を備えないこと。
- 四 一年以上にわたつて代表役員及びその代務者を欠いていること。
- 五 ……認証書を交付した日から一年を経過している場合において、当該宗教法人について第十四条第一項第一号……に掲げる要件〔※認証の要件〕を欠いていることが判明したこと

2～8 (略)

《解散命令請求の手続き》

1. 所轄庁において清算人候補者（・特別代理人候補者）を選定
2. 必要書類の作成・準備
3. 解散命令申立（・特別代理人選任申請）
- （4. 特別代理人選任決定・審問手続）
5. 裁判所において、解散命令決定

※ 法人格が消滅しても、個人又は任意団体として宗教活動を継続することは可能。

解散命令後の清算手続

《清算について》

- 解散した宗教法人は、そのまますぐに消滅するのではなく、法人の財産関係を整理するという目的の範囲内においてとして存続（いわゆる清算法人）し、清算終了によって消滅。

《清算の手続き》 下記の事務を清算人において処理

1. 印鑑届と清算人就任登記（所轄庁に就任届）
 2. 清算事務（現務の結了、債権債務関係の整理、残余財産の処分）
 3. 清算結了登記（所轄庁に清算結了届）
- ・ 債権者に対する公告（2か月間に3回）等の法定の手続がある。
 - ・ 清算上の課題となることの多い**残余財産の処分**については、下記のとおり法定。

《宗教法人法》 抜粋

第五十条 解散した宗教法人の残余財産の処分は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除くほか、規則で定めるところによる。

- 2 前項の場合において、規則にその定がないときは、他の宗教団体又は公益事業のためにその財産を処分することができる。
- 3 前項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

残余財産の処分の事例

● 宗教法人「金皇寺」（島根県大田市）の解散と残余財産の国庫帰属

- ・ 所在地は、県庁所在地松江市から車で約2時間の過疎地域
- ・ 約12万㎡（主に山林）の寺有財産、老朽化した本堂等
- ・ 平成25年、前住職（代表役員）が死亡 ※居住しておらず、年に数回、法要等実施。

○ 平成26年

包括法人・浄土宗が相談を受け、現地確認、関係者との話し合いなどを行い、「合併」もしくは「解散」の方向性を決める。

○ 平成30年

解散手続きの停滞により、浄土宗から日宗連・全仏に相談。

残余財産の国庫帰属の検討。中国財務局松江財務事務所と協議。

○ 令和元～2年

松江事務所と事前協議が整い、法人解散、残余財産の国庫帰属、現代表役員が清算人に就任することで進められる。

○ 令和2年3月

島根県知事から任意解散の認証。

○ 令和2年8月

松江財務事務所から国庫帰属予定の不動産の措置事項が示される。

○ 令和3年10月

清算手続きの終了。

任意によることができる場合の対応

《法人の任意による整理》

- 不活動宗教法人の事実関係の確認過程で、法人が任意に整理できると見込まれるときは、活動再開・任意解散・合併などの対応を促す。

①活動再開

- 法人として維持・存続させる意思はあるものの、役員を欠いているなどの理由により活動が一時的に停滞している場合
- 規則に従って適正かつ速やかに役員を補充をするなど、法人としての組織体制を整えた上で、活動再開
- ※ 活動再開に当たっては、所轄庁と相談すること。
- ※ 法人の目的、組織、活動等の同一性・継続性が維持されており、そのことが所轄庁においても確認できることが必要

②任意解散

- 役員がそろっている場合又は規則に従って役員を補充できる場合
- 当該法人（※包括法人がある場合はサポートをいただきたい）において、以下の手続を踏んで、法人を任意に解散
- 1. 解散の決定について規則で定める手続
- 2. 信者その他の利害関係人に対する公告
- 3. 所轄庁への解散認証申請
- 4. 印鑑届・解散及び清算人就任登記 →以後、清算人による残余財産の処分

任意によることができる場合の対応

《法人の任意による整理》

- 不活動宗教法人の事実関係の確認過程で、法人が任意に整理できると見込まれるときは、活動再開・任意解散・合併などの対応を促す。

③合併（吸収合併）

- 役員が揃っている場合又は規則に従って役員を補充でき、かつ、合併の相手方となる宗教法人が存在する場合

→合併当事者双方において手続（※下記）の上、合併。
解散の場合と異なり、清算手続は不要。

※特に、被包括法人が不活動状態に陥っている場合、包括法人にイニシアティブを
求めることも考えられる。

《合併の手続き》

1. 合併契約書案の作成
2. 合併の決定について規則で定める手続
(責任役員会の議決、包括法人の承認など)
3. 信者その他の利害関係人に対する公告
4. 財産目録等の作成
5. 債権者に対する公告・催告
(知っている債権者に対する催告、異議を申し述べた債権者に対する弁済等)
6. 合併契約の締結、合併認証申請
(合併当事者双方の代表役員の連名で、存続法人の所轄庁へ認証申請)
7. 合併の登記、所轄庁への届出

不活動状態の予防措置

《予防措置の必要性》

- 所轄庁による整理等が必要になる前に、不活動状態に陥らないための予防に努めていただくことが望ましい。包括法人と被包括法人の連携も重要。

《不活動状態に陥るきっかけの例》

- 礼拝施設が災害等で滅失した後、再建しなかった
 - 信者等の法人関係者の減少により、宗教活動が停止した
 - 代表役員や責任役員が欠員となった後、新たな役員又は代務者を置かなかった
- 特に、法人としての意思決定ができなくなり、不活動状態に陥るケースが多い。役員や関係者の間で、法人化していることの意味や、不活動状態に陥った場合のリスクについて認識を共有できているか？



法人の現状に合わせて、組織や規則をこまめに見直すことが重要。

《規則の見直しの観点の例》

- ・ 代表役員・責任役員及びその他議決機関の選任手続きの規則の見直し
- ・ 法人の意思決定の方法の規則の見直し
- ・ 解散時の財産帰属先の再検討

不活動宗教法人対策推進事業

○不活動宗教法人の整理促進

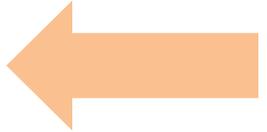
都道府県所轄の不活動宗教法人数は令和3年12月末時点で3,344法人となっており、法人解散による整理が求められている。



補助金交付



実績報告



都道府県

【補助金の使途】

- ◎対策推進会議に係る経費
- ◎実態調査に係る経費
(例:住民票請求の切手代)
- ◎現地確認調査に係る経費
(例:調査員への依頼)
- ◎関係者との調整に係る経費
- ◎対策実行に係る経費
(例:弁護士への依頼)
- ◎事例の整理に係る経費
(例:非常勤職員雇用)
- ◎清算に係る経費
(例:裁判所予納金
※清算人報酬等に充当) など

○令和5年度予算額 437,476千円

(項)文化振興基盤整備費(目)文化芸術振興費補助金

(内訳)47都道府県 × 9,308千円

※法人解散に必要な経費として、弁護士費用など、1都道府県あたり約9,308千円程度の経費が必要(5法人/年の整理を想定)

不活動宗教法人対策推進事業

《公募スケジュール》

- ・ 第1回 令和5年4月3日（月）～4月14日（金） ※募集終了
- ・ 第2回 令和5年5月1日（月）～5月12日（金）
- ・ 第3回 令和5年6月1日（木）～6月14日（水）

《補助対象・補助額》

（補助対象）

- ➡（1）不活動宗教法人に関する実態調査
- （2）不活動宗教法人対策のための方策策定
 - ① 専門家等で構成される対策会議（仮称）の設置・開催
 - ② 不活動宗教法人対策の方針策定
- （3）不活動宗教法人対策方針に基づく対策の実施
 - ※必ずしもR5年度にすべてを実施しなければならないものではない。

（補助額）

- ➡予算の範囲内において定額（**原則として補助対象経費の10/10補助**）

本日のまとめ

1. 不活動宗教法人の対策は、今後、さらに徹底する必要があること

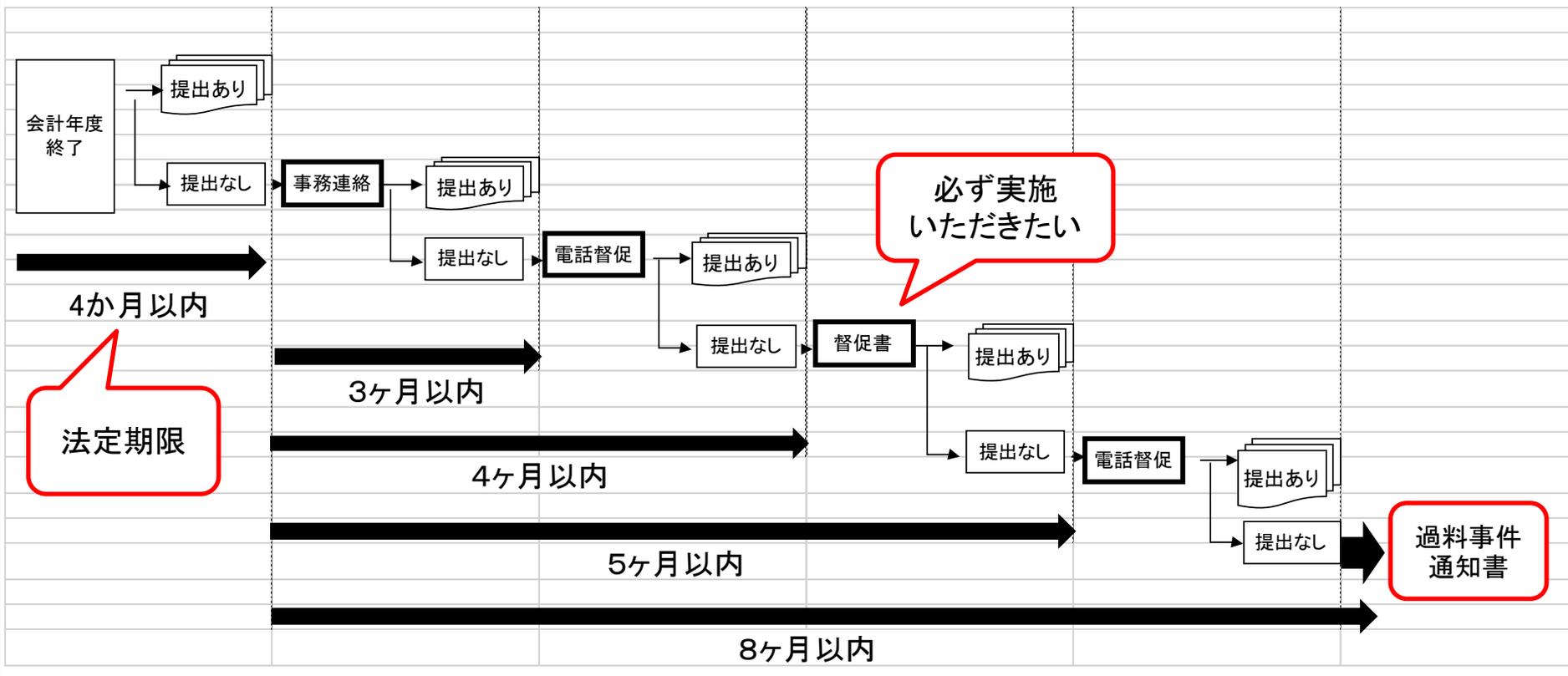
- ・法人格の悪用を防止し、宗教法人制度自体の信頼を維持・向上させるためにも、不活動宗教法人の把握・整理は喫緊の課題
- ・所轄庁としても、不活動宗教法人の把握・整理を加速させるため、判断基準を明確化したところ。今後、整理に向けた具体的な手引きを策定予定
- ・不活動宗教法人が、法に基づく解散命令事由に当たることを確認でき次第、解散命令を積極的に請求する。ただし、法人の現状を正確に把握した上で、任意の整理ができる場合は、助言や相談などについて適切に対応いただきたい

2. 不活動宗教法人の整理を進める上での課題に、工夫して対応する必要があること

- ・不活動宗教法人の解散をさせる場合、残余財産の処分が課題となることがある
包括法人における残余財産の引き取りや、あるいは合併についても検討いただき、不活動宗教法人の整理の加速化にお取り組みいただきたい
- ・不活動状態に陥らないように予防を図ることも重要であり、法人の現状に合わせて、組織や規則をこまめに見直すなど、各所轄の法人の現状を正確に把握するよう努め、事前の対応に十分取り組んでいただきたい
- ・国においても、予算事業の拡充など、各都道府県の対応を最大限支援。
不明点などについては、文化庁にも御相談いただき、協力して対応したい

(参考) 事務所備付け書類の提出督促と過料の流れ

《督促・過料に関する文化庁の事務の流れ》



- 文化庁では、**法人の会計年度を3か月ずつグループにまとめ、各グループごとに督促のプロセスを実施。**
(上記表は、各グループ内で会計年度の終期が**最も早い法人を基準とした場合の対応期間**を示すもの。)
- (例) 1月末～3月末に会計年度の終期を迎える法人の場合、4月中に事務連絡、5月中に電話督促、6月中に督促書の送付、9月中に過料事件通知書の送付を実施。
- 法人への**督促書**の送付、裁判所への**過料事件通知書**の送付は、各都道府県においても、対象となる各法人について**確実に実施**いただくことが必要。